

ＣＤＳ清算業務に関する業務方法書第58条の3第3項第3号
並びに第58条の5第3項第4号及び第5号の規定に基づく
移管の成立により新たに発生する権利義務の条件を定める件

2018年4月6日
2025年10月6日改正
株式会社日本証券クリアリング機構

当社は、ＣＤＳ清算業務に関する業務方法書の取扱い第43条の4の規定に基づき、移管の成立により新たに発生する権利義務の条件を別紙のとおり定める。

以 上

1. 定義

本別紙において使用する用語は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「当社」という。）が制定したCDS清算業務に関する業務方法書に規定する本業務方法書等において使用される用語の例による。

2. 移管の成立により新たに発生する権利義務の条件

(1) 新たに発生する清算約定（委託分）の権利義務の条件（CDS清算業務に関する業務方法書第58条の3第3項第3号a（b）関係）

移管の成立により新たに発生する移管先清算委託者の受託清算参加者及び当社の間の清算約定（委託分）の権利義務の条件は、次の表に定める事項を除き、移管元清算参加者及び当社の間において終了する清算約定（自己分）に係る権利義務と同一とする。

固定金利支払人	移管元清算参加者及び当社の間において終了する清算約定（自己分）に係る権利義務における固定金利支払人（当該固定金利支払人が移管元清算参加者である場合には、移管先清算委託者の受託清算参加者）とする。
変動金利支払人	移管元清算参加者及び当社の間において終了する清算約定（自己分）に係る権利義務における変動金利支払人（当該変動金利支払人が移管元清算参加者である場合には、移管先清算委託者の受託清算参加者）とする。

(2) 新たに発生する清算約定の権利義務の条件（CDS清算業務に関する業務方法書第58条の5第3項第4号a及び第5号a（b）関係）

移管の成立により新たに発生する移管先清算参加者及び当社の間の清算約定（自己分）（移管元清算委託者の受託清算参加者以外の清算参加者を受託清算参加者とする他の清算委託者への移管（以下「業務方法書第58条の4第1項第5号の移管」という。）の場合には、移管先清算委託者の受託清算参加者及び当社の間の清算約定（委託分））の権利義務の条件は、次の表に定める事項を除き、移管元清算委託者の受託清算参加者及び当社の間において終了する清算約定（委託分）に係る権利義務と同一とする。

固定金利支払人	移管元清算委託者の受託清算参加者及び当社の間において終了する清算約定（委託分）に係る権利義務における固定金利支払人（当該固定金利支払人が当該移管元清算委託者の受託清算参加者である場合には、移管先清算参加者（業務方法書第58条の4第1項第5号の移管の場合には、移管先清算委託者の受託清算参加者））とする。
変動金利支払人	移管元清算委託者の受託清算参加者及び当社の間において終了する清算約定（委託分）に係る権利義務における変動金利支払人（当該変動金利支払人が当該移管元清算委託者の受託清算参加者である場合には、移管先清算参加者（業務方法書第58条の4第1項第5号の移管の場合には、移管先清算委託者の受託清算参加者））とする。

以上